

留管第619号

平成26年7月4日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察被留置者の留置に関する細則の運用について（通達）

（概要）

本通達は、埼玉県警察被留置者の留置に関する細則（平成26年埼玉県警察本部訓令第35号）の適正な運用を図ることを目的として、

- 看守勤務要領
- 被留置者の処遇
- 留置手続き
- 不服申立て
- 保釈又は移送時の措置

等について定めている。